

(7) 老人短期入所施設（老人福祉法第20条の3）

＊ 担当課室 介護サービス指導課 TEL 073-441-2527

介護を要する高齢者に、短期間施設に入所していただき、サービスを提供することによって、介護する家族の負担の軽減を図ります。

老人短期入所施設（きのくに介護deネット）（外部リンク）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040800/d00222660.html>

※上記URLにアクセスし、指定事業所一覧（全体版）をご確認ください。